

組合員 各位

中央建設国民健康保険組合
山梨県支部 支部長 池田光一

新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金制度について

中央建設国民健康保険組合では、「新型コロナウイルス感染症」に特化した傷病手当金制度が追加されました。国が決定した「新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策」により、国からの財政支援対象となるのは法人及び個人事業所に雇用されている従業員（法人事業所の代表も含む）とされております。一方、中建国保の組合員の大半は個人事業所の事業主や一人親方であることから、国の示した基準に加えて中建国保独自の取扱いを行ない国からの支援の有無にかかわらず、すべての組合員に対して従来の傷病手当金とは別枠で「新型コロナウイルス傷病手当金」を支給することになりました。

記

1.国の財政支援の対象となる傷病手当金

- 【 対象者 】 (1) 法人及び個人事業所に雇用されている（法人事業所の代表者も含む）組合員及びその世帯に属する家族被保険者（被用者に限る）
- 【 支給要件 】 新型コロナウイルス感染症に感染した。または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、その療養の為労務に服することができず給与等の全部または一部を受けることができないとき。
- 【 支給日数 】 労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間のうち、就労を予定していた日（入院が継続する場合等は最長1年6カ月）
※最初の3日間については組合員に日額8,000円を支給します。（中建国保/財政支援対象外）

- 【 支給日額の算定 】(直近3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3
※給与等を受けることができて、算定された支給日額より少ない場合はその差額を支給します。
※算定された組合員の支給日額が8,000円を下回るときは45日を限度に差額を支給します。(中建国保/財政支援対象外)
※支給日額には上限があります。
- 【 申請に必要な書類 】 国民健康保険傷病手当金申請書(中建指定様式19号)
国民健康保険傷病手当金に係る給与等証明書
(事業主記入用)

2.中建国保が独自に支給する傷病手当金

- 【 対象者 】 個人事業主と一人親方
(上記1.(1)に規定するものを除く組合員本人)
- 【 支給要件 】 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、その療養の為労務に服することができず保険医療機関で療養の給付を受けているとき。
- 【 支給日数 】 労務に服することができない期間(45日を限度)
- 【 支給日額 】 日額8,000円(入院、入院外、自宅療養、宿泊療養問わず)
- 【 申請に必要な書類 】 国民健康保険傷病手当金申請書(中建指定様式19号)

3.ご注意ください

- (1) 上記「傷病手当金」のいずれの場合も、令和2年1月1日以降で療養のために労務に服することが出来ない期間が適用となります。
- (2) 上記「傷病手当金」のいずれの支給の場合も、その期間は、従来の傷病手当金は支給しません。又、従来の傷病手当金の給付記録には算入されません。
- (3) お問い合わせは山梨県連事務所 TEL055(232)8845 国保担当まで。